

1 東北文教大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 東北文教大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

(位 置)

第2条 本学を山形県山形市大字片谷地字谷地515番地に置く。

(自己評価等)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価結果並びに本学職員以外の者による検証に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
子ども学科	50名	100名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- 2 夏期、冬期および春期休業に関しては、別に定める。
- 3 前二項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程よりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳以上に達した者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

- 2 前項の入学手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人)

第14条 保証人は、保証人としての責務を果し得る者でなければならない。

- 2 保証人の身分、住所に異動があったとき、又は死亡あるいはその他の理由でその責務を尽くし得ないときは、あらたに保証人を選定し、学長に届けなければならない。

(編入学・再入学・転入学)

第15条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり居所不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目を分けて、子ども学科は教養科目、専門科目（保育の本質・目的、保育の対象の理解、保育の内容と方法、保育展開のための知識・技術、保育実践）、卒業研究とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

- 3 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下、帰国子女という。）の教育について本学が必要と認める場合には、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

（1年間の授業期間）

第22条 1年間の授業期間は、試験等の日数を含め、35週以上とする。

（授業の方法）

第23条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。
- 6 第2項の授業を実施する授業科目については別に定める。

（単位計算方法）

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、原則として15時間の授業をもって1単位とし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第25条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 各科目について出席すべき時間数の3分の2に満たない場合は、その科目修得の単位を与えることができない。
- 3 試験等に関する事項は別に定める。

（単位数の上限）

第26条 卒業の要件として1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については別に定める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(学習の評価)

第27条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

2 評価に関する事項は別に定める。

(他学科の授業科目の履修)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、他学科において履修した授業科目については、教授会の審議を経て、学長が30単位を超えない範囲で認めることがある。

(入学前の既修得単位の取扱)

第29条 本学において教育上有益であると認めるときは、学生が入学する前に専修学校の専門課程（専門士の称号が付与されている課程）、短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て、学長が入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第31条第1項に規定する学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の専門課程（専門士の称号が付与されている課程）、他の短期大学又は大学の科目を履修し修得した単位を、教授会の審議を経て、学長が30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う専修学校の専門課程（専門士の称号が付与されている課程）、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(本学での履修以外で修得した単位数の限度)

第32条 第29条、第30条及び第31条の規定により修得した単位数は、合計で45単位を超えないものとする。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第33条 外国人留学生及び帰国子女が第21条第3項に規定する授業科目の単位を修得したとき

は、これらの単位をもって第21条第2項に規定する授業科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第6章 卒 業 等

(卒業要件)

第34条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、各学科で定める次の単位を取得しなければならない。

- (1) 子ども学科

教養科目については8単位以上、専門科目については保育の本質・目的から6単位以上、保育の対象の理解から3単位以上、保育の内容と方法から6単位以上、保育展開のための知識・技術から4単位以上、卒業研究2単位を含め、総計62単位。

(卒業)

第35条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前条の要件を満たした者が、卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。
- 3 卒業延期に関し、必要な事項は別に定める。

(短期大学士の学位)

第36条 前条により卒業した者には、教授会の審議を経て、次の区分に従い、学長が短期大学士の学位を授与する。

学 科	学 位
子ども学科	短期大学士(子ども学)

(資格の取得)

第37条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
子ども学科	幼稚園教諭二種免許状、保育士、 キャンプインストラクター、社会福祉主事任用資格、 知的障害者福祉司任用資格
2	幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表2)
3	保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表3)
4	キャンプインストラクターの資格を取得しようとする者は、日本キャンプ協会のキャ

ンプインストラクター認定に関する規程に定められた科目及び単位数を修得しなければならない。

- 5 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第34条の卒業要件を充足し、社会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第34条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目及び単位を修得しなければならない。

第7章 入学検定料、入学金、および学納金等

(入学検定料、入学金および学納金等)

第38条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、別表第6のとおりとする。

- 2 入学金は、第13条第1項に規定する入学手続きを行うときに指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 学納金は、毎年これを前期、後期の2回に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(学納金の免除、徴収の猶予または分納)

第38条の2 特別の事情があると認められたものについては、入学金、学納金等の全部または一部を免除し、徴収を猶予し、または分納を許可することがある。

(退学等の場合の学納金等)

第39条 前期または後期の途中において退学した者、転学した者または除籍された者は、当該学期の学納金等を全額納入しなければならない。

- 2 停学の場合は、その期間中の学納金を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金等)

第40条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金等を免除する。ただし学期中途の場合、当該学期分の学納金等は納付しなければならない。

(復学の場合の学納金等)

第41条 学期の中途において復学した者は、復学した当該学期分の学納金等を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第42条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期までの学納金等を納付するものとする。

(入学を辞退する場合の入学金)

第43条 入学手続き完了後入学を辞退する者の入学金については、これを還付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第44条 本学に学長、教授、事務職員、を置く。

- 2 前項のほか、副学長、短期大学部長（以下、「学部長」という。）、学科長、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、短期大学部に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 6 学科長は、当該学科に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 7 教授、准教授、講師及び助教は、教育・研究に従事し、学生の指導に当たり、学部・学科の管理運営に参画する。
- 8 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 その他、教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第45条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて特別聴講学生として、教授会の審議を経て、学長が履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

2 表彰に関する必要な事項は別に定める。

(懲 戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

第12章 厚 生 施 設

(健康管理)

第51条 学生は、定期的に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第13章 公 開 講 座

(公開講座)

第52条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 講座の内容に応じ、教授会の審議を経て、学長が受講者を第46条の科目等履修生に準ずる者とみなし、単位を与えることができる。

第14章 改 正

(改 正)

第53条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し理事会の承認を得る。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

本改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

本改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。

本改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

本改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。
 本改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成元年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず平成2年度から平成11年度までの国文科、英文科の入学定員及び学生収容定員は次のとおりとする。

なお、平成2年度以降から入学した者に適用する。

区 分	平成2年度		平成3年度～平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	130	230	130	260	100	230
英文科	100	170	100	200	70	170

本改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成6年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
 本改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成9年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成10年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規定にかかわらず平成11年度から平成12年度までの国文科、英文科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

区 分	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	130	260	100	230
英文科	100	200	70	170

なお、平成11年度以降から入学した者に適用する。

本改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度までの国文科、英文科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	128	258	128	256	126	254
英文科	100	200	98	198	98	196
区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	126	252	125	251	100	225
英文科	96	194	95	191	70	165

なお、平成12年度以降から入学した者に適用する。

本改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成13年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
本改正学則は、平成13年10月1日から施行する。

なお、この学則は平成14年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
本改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成14年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
本改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成15年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
本改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

区 分	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	100	226	100	200
英文科	70	166	70	140

なお、この学則は平成16年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。
本改正学則は、

- 平成17年4月1日より施行する。なお、この学則は平成17年度の入学生より適用する。
- 国文科、英文科、幼児教育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本改正学則は、平成18年1月1日より施行する。

なお、第10章の章名及び第52条については、平成18年4月1日より施行する。

本改正学則は、平成19年4月1日より施行する。

なお、別表第5「1. 入学検定料」については、平成18年10月1日より施行する。

本改正学則は、平成20年4月1日より施行する。

本改正学則は、平成21年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成21年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成22年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成22年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成23年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成23年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成24年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成24年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成25年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成25年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成26年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成27年4月1日より施行する。

なお、現に在学する学生は、学則第21条、第36条、第39条、別表第1及び別表第3に関しては従前の学則とする。

本改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成28年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成29年2月20日から施行する。

本改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成29年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成30年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この学則は、平成31年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

区 分	令和2年度		令和3年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合文化学科	60	120		60
子ども学科	100	200	100	200
人間福祉学科	60	120	60	120

なお、この学則は、令和2年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この学則は、令和3年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

なお、令和3年度において在学していた学生は、学則第21条、第34条、第37条、別表第1及び別表第4に関しては従前の学則とする。

この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

なお、この学則は、令和5年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和6年2月28日から施行する。

この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

なお、この学則は、令和6年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和6年6月20日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

この改正学則は、令和6年2月15日から施行する。

この改正学則は、令和6年2月15日に制定し令和7年4月1日から施行する。

区 分	令和7年度	
	入学定員	収容定員
子ども学科	70	170
現代福祉学科		30

なお、この学則は、令和7年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

区 分	令和8年度	
	入学定員	収容定員
子ども学科	50名	120名

なお、この学則は、令和8年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則を適用する。

別表第1 子ども学科

区分	科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
教養科目	現代子ども論	2		教養科目から8単位以上	
	基礎演習A	1			
	基礎演習B	1			
	日本国憲法		2		
	倫理学		2		
	英語Ⅰ		1		
	英語Ⅱ		1		
	英語コミュニケーション		2		
	海外語学研修		2		
	スポーツサイエンスA		1		
	スポーツサイエンスB		1		
	情報処理基礎		2		
	キャンプ概論		1		
	野外活動		1		
基礎日本語		2			
専門科目	教育原理	2		保育の本質・目的から6単位以上	
	保育原理	2			
	教育制度		2		
	社会福祉		2		
	子ども家庭福祉		2		
	保育者の職務と意義		2		
	特別支援教育		1		
	保育カリキュラム論		2		
	社会的養護Ⅰ		2		
	子ども家庭支援		2		
	発達心理学	2			保育の対象の理解から3単位以上
	子どもの理解と援助	1			
	子ども家庭支援の心理学	2			
	子どもの保健	2			
子どもの健康と安全	1				
子どもの食と栄養Ⅰ	1				
子どもの食と栄養Ⅱ	1				
専門科目	幼児と健康	1		保育の内容と方法から6単位以上	
	幼児と人間関係	1			
	幼児と環境	1			
	幼児と言葉	1			
	幼児と表現	1			
	保育内容(健康)の指導法		1		
	保育内容(人間関係)の指導法		1		
	保育内容(環境)の指導法		1		
	保育内容(言葉)の指導法		1		
	保育内容(表現)の指導法		1		

区分	科目名	単位数		備考		
		必修	選択			
専門科目	保育の内容と方法	保育内容総論Ⅰ		1	保育展開のための知識・技術から4単位以上	
		保育内容総論Ⅱ		1		
		子どもの遊び		1		
		教育方法論		2		
		教育の方法と技術		2		
		教育相談		2		
		乳児保育Ⅰ		2		
		乳児保育Ⅱ		1		
		障害児保育		2		
		社会的養護Ⅱ		1		
		子育て支援		1		
		保育展開のための知識・技術	音楽表現の基礎A			1
			音楽表現の基礎B			1
	社会的養護の展開			2		
	子どもの生活			1		
	児童文化			1		
	保育の表現			1		
	保育と音楽表現A			1		
	保育と音楽表現B			1		
	保育実践		教育実習Ⅰ			2
			教育実習Ⅱ			2
			保育実習ⅠA			2
			保育実習ⅠB			2
			保育実習ⅡA			2
		保育実習ⅡB		2		
		教育実習指導Ⅰ		1		
教育実習指導Ⅱ			1			
保育実習指導ⅠA			1			
保育実習指導ⅠB			1			
保育実習指導ⅡA		1				
保育実習指導ⅡB		1				
保育・教職実践演習(幼稚園)		2				
卒業研究	卒業研究Ⅰ	1		2単位		
	卒業研究Ⅱ	1				

別表第2 幼稚園教諭二種免許状【子ども学科】

1. 基礎資格 「短期大学士の学位」を取得
2. 教員免許状取得に必要な科目と単位

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	対応する本学開設授業科目	備考	
各科目に含めることが必要な事項	単位数			必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項	12	幼児と健康	1	
			幼児と人間関係	1	
			幼児と環境	1	
			幼児と言葉	1	
			幼児と表現	1	
	・保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容(健康)の指導法	1	
			保育内容(人間関係)の指導法	1	
			保育内容(環境)の指導法	1	
			保育内容(言葉)の指導法	1	
			保育内容(表現)の指導法	1	
			保育内容総論Ⅰ	1	
			保育内容総論Ⅱ	1	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	教育原理	2	
			保育者の職務と意義	2	
			教育制度	2	
			発達心理学	2	
			特別支援教育	1	
			保育カリキュラム論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	教育の方法と技術	2	
			教育方法論	2	
			子どもの理解と援助	1	
			教育相談	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	教育実習指導Ⅰ	1	
			教育実習指導Ⅱ	1	
			教育実習Ⅰ	2	
			教育実習Ⅱ	2	
	・教職実践演習		2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2
大学が独自に設定する科目		2	子どもの遊び	1	
			音楽表現の基礎A	1	
			音楽表現の基礎B	1	

その他の科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目と単位）

免許法施行規則第66条の6に定める科目	単位数	対応する本学開設授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツサイエンスA	1		
		スポーツサイエンスB	1		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2		
情報機器の操作	2	情報処理基礎	2		

別表第3 保育士【子ども学科】

区分	系列	教科目	指定授業形態	指定単位数	教科目名	授業形態	単位数	時間数	備考
告示による教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	現代子ども論	講義	2	30	外国語、体育以外の科目から6単位以上
					基礎演習A	演習	1	30	
					基礎演習B	演習	1	30	
					日本国憲法	講義	2	30	
					倫理学	講義	2	30	
					情報処理基礎	演習	2	30	
		外国語	演習	2単位以上	英語Ⅰ	演習	1	30	
					英語Ⅱ	演習	1	30	
					英語コミュニケーション	演習	2	30	
		体育	講義	1	スポーツサイエンスA	講義・実技	1	30	2単位
実技	1				30				
告示別表第1による教科目	目的・保育の本質に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	告示別表第1による教科目5.2単位
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援	講義	2	30	
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
		保育者論	講義	2	保育者の職務と意義	講義	2	30	
	理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30	
	子どもの食と栄養Ⅱ				演習	1	30		
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	講義	2	30	
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論Ⅰ	演習	1	30	
		保育内容演習	演習	5	幼児と健康	演習	1	30	
					幼児と人間関係	演習	1	30	
					幼児と環境	演習	1	30	
					幼児と言葉	演習	1	30	
					幼児と表現	演習	1	30	
		保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容（健康）の指導法	演習	1	30	
					保育内容（人間関係）の指導法	演習	1	30	
					保育内容（環境）の指導法	演習	1	30	
					保育内容（言葉）の指導法	演習	1	30	
		乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	
					乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	
		障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	30	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30		
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30		
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA	実習	2	90	
					保育実習ⅠB	実習	2	90	
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA	演習	1	30	
	保育実習指導ⅠB	演習			1	30			
	演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	30	

区分	系列	教科目	指定授業形態	指定単位数	教科目名	授業形態	単位数	時間数	備考	
告示別表第2による教科目	保育の本質・目的に関する科目			15 単 位 以 上	社会的養護の展開	講義	2	30	6単位以上	
					教育制度	講義	2	30		
	保育の対象の理解に関する科目									
	保育の内容・方法に関する科目					子どもの遊び	演習	1		30
						子どもの生活	演習	1		30
						児童文化	演習	1		30
						保育の表現	演習	1		30
						教育方法論	講義	2		30
						教育の方法と技術	講義	2		30
						教育相談	講義	2		30
						保育内容総論Ⅱ	演習	1		30
						特別支援教育	演習	1		30
						保育と音楽表現A	演習	1		30
	保育と音楽表現B	演習	1		30					
保育実習				実習	2	保育実習ⅡA	実習	2	90	どちらか一方を選択
				実習	2	保育実習ⅡB	実習	2	90	
				演習	1	保育実習指導ⅡA	演習	1	30	どちらか一方を選択
				演習	1	保育実習指導ⅡB	演習	1	30	

別表第4

1. 入学検定料

30,000 円

ただし、大学入学共通テストを利用した場合 15,000 円

2. 入学金

280,000 円

納付期限は、合格発表の日から本学の指定する入学手続完了日時までとする。

3. 学納金

(1) 授業料等

項 目	子ども学科	
	前 期	後 期
授 業 料	310,000 円	310,000 円
教 育 充 実 費	71,000 円	71,000 円
施 設 拡 充 費	97,500 円	97,500 円
実 験 実 習 費	35,000 円	35,000 円
合 計	513,500 円	513,500 円

※入学年度の学納金額は卒業年度まで据え置きとする。

(2) 授業料等の納付期限

前期分	4月1日～4月20日まで
後期分	10月1日～10月20日まで

(3) 卒業延期者の納付金

項 目	在 籍 料
前期（半年）	30,000 円
後期（半年）	30,000 円

※学則第35条2に該当する学生に適用する。

4. 納入期限に関わらず、再入学・転入学・復学の場合の入学金及び学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日までとする。